一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所

氏名

印

法人にあっては名称及び代表者の氏名

電話番号

# 一般廃棄物処理業許可(更新)申請書

一般廃棄物処理業の許可(の更新)を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

ます。	
一般廃棄物処理業の種類	□一般廃棄物(ごみ)収集運搬業
	□家庭系一般廃棄物(ごみ)
	□事業系一般廃棄物(ごみ)
	□適正処理困難物
	□特別管理一般廃棄物
	□医療系の一般廃棄物
	□リサイクル法等対象物(廃家庭用電気機器・自動車・バイク
	・パソコン)
	□一般廃棄物(ごみ)の保管
	□一般廃棄物(ごみ)の積卸し
	□一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集運搬業
	□一般廃棄物(し尿)
	□一般廃棄物(浄化槽汚泥)
	□一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の保管
	□一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の積卸し
	□一般廃棄物処分業
	□一般廃棄物(ごみ)処理
	□一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)処理
	□一般廃棄物最終処分
事業区域	
事業所及び事業場の所在地	事務所
	電話番号
	事業場
	電話番号
事業の用に供する施設の種	

類及び数量		
積替え又は保管を行う場合		
には、積替え又は保管の場		
所の面積及び当該場所にお		
いて保管できる量		
既に処理業の許可を有して	地方公共団体名	許可番号
いる場合(他地方公共団体		
のものを含む。) にはその		
許可番号		

# びに添付書 類及び図面

- 注意事項並 1 一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業、一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥) 収集運搬業 及び一般廃棄物処分業は、それぞれ1件の申請とするものとし、別様で提出する こと。
  - 2 事業所及び事業場の所在地が複数ある場合には、そのすべてを記載すること。
  - 3 事業の用に供する施設の種類及び数量は、一般廃棄物処理施設、収集運搬車両 等について、事業の用に供するすべてのものを記載すること。
  - 4 添付する書類及び図面は規則に規定するものを添付すること。
  - 5 許可の更新を行う場合は、規則の規定により、添付を省略できる書類又は図面 があること。

備 考

#### 一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所

氏名

印

法人にあっては名称及び代表者の氏名 電話番号

#### 一般廃棄物処理業範囲変更許可申請書

年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業について、事業 の範囲の変更の許可を受けたいので、関係図書を添えて次のとおり申請します。

	* = "	* * *
区 分	変更後	変更前
一般廃棄物処理業の種類		
変更の理由		
変更に係る事業の用に供		
する施設の種類、数量、		
設置場所及び処理能力(当		
該施設が最終処分場であ		
る場合には、埋立地の面		
積及び埋立容量)		
変更に係る事業の用に供		
する施設の処理方式、構		
造及び設備の概要		
注意事項並びに添付書類	1 一般廃棄物処理業の種類	には、すでに許可を受けてい
及び図面	る一般廃棄物処理業の区分	ごとに記載すること。
	2 添付する書類及び図面は	、規則に規定するものを添付
	すること。	
	3 事業の範囲の変更のない	書類及び図面については、添
	付を省略できること。	

#### 一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 氏名

印

法人にあっては名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次の とおり許可します。

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者

印

許	可	の	ſ	丰	月	日	年 月 日
許	可	の	有	効	期	限	年 月 日
<u> </u>	般 廃	棄	物	処:	理 業	の	
許	可		0)	:	種	類	
許	可		の		条	件	
許可	可の勇	更新	• 7	変更	王の 岩	犬況	

一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所 氏名 印 法人にあっては名称及び代表者の氏名 電話番号

#### 一般廃棄物処理業廃止(変更)届出書

年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業について廃止 (変更) したいので、関係図書を添えて次のとおり申請します。

区分	変更後	変更前
廃止した事業又は変更した事業の内容		
廃止・変更の理由		

一関地区広域行政組合管理者 様

申請者 住所 氏名 印 法人にあっては名称及び代表者の氏名 電話番号

#### 一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

次の理由により一般廃棄物処理業許可証を亡失(汚損・き損)したので、再交付されるよう申請します。

- 1 許可番号
- 2 許可の種類
- 3 申請の理由

## 一関地区広域行政組合管理者 様

許可業者名

### 一般廃棄物処理実績報告書

年 月分の一般廃棄物処理実績について次のとおり報告いたします。

家庭系 一関市・平泉町

事業系 一関市・平泉町 (単位:日、件、kg)

	稼働		収集量	1 true	積卸量又は搬出量の内訳							A D		
区分		受入		積卸量 搬出量	うち組合施設				うち組合施設以外				A - B の処理	
	N	日数	件数	(A)	加山里   (B)		焼却	埋立	中間	焼却	埋立	中間	再生	方法
				(A)	(D)		処理	処理	処理	処理	処理	処理	処理	77 14
   可燃ごみ						一関清掃センター								
円然にみ						大東清掃センター								
不燃ごみ						一関清掃センター								
一个然こみ						大東清掃センター								
資源ごみ						一関清掃センター								
貝伽しか						大東清掃センター								
紙類						一関清掃センター								
八段						大東清掃センター								
粗大ごみ						一関清掃センター								

				大東清掃センター					
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				一関清掃センター					
適正処理困難物				大東清掃センター					
リサイクル法等対象物				一関清掃センター					
リリイクル伝等対象物				大東清掃センター					
性即答用 . 机皮壶物				一関清掃センター					
特別管理一般廃棄物				大東清掃センター					
合 計				一関清掃センター					
				大東清掃センター					

備考1 家庭系及び事業系を別葉で提出すること。

備考2 収集運搬業の場合は、稼動日数及び受入件数の記載は不要であること。

備考3 A-Bの処理方法は、焼却、保管、自己利用、脱水乾燥等を記載すること。

備考4 第三者への転売は、うち組合施設以外の再生処理に記載すること。

備考5 焼却、埋立、中間処理は、廃棄物処理施設への持込みをいい、再生処理は有価物としての売却をいう。

### 一関地区広域行政組合管理者 様

#### 許可業者名

#### 一般廃棄物処理実績報告書

年 月分の一般廃棄物処理実績について次のとおり報告いたします。

搬入処理施	<del>չ</del> /Ն	L	尿	浄化槽汚泥				
	汉	件数	汲取り量	件数	汲取り量			
一関清掃センター	一関市	件	リツトル	件	リットル			
一関相称ピンター	平泉町							
川崎清掃センター	一関市							

※一関清掃センターの欄の一関市は、旧一関市、旧花泉町から発生したものを記載し、 川崎清掃センターの一関市は、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村 及び旧藤沢町から発生したものを記載すること。